

## 管理技術者の兼務条件の見直し

測量・建設コンサルタント等業務について、人材の有効活用を図るため、管理技術者の兼務条件の見直しを行います。契約金額 3,500 万円以上の業務における専任区分を廃止し、契約金額 500 万円以上の業務における兼務条件を見直します。

### (1) 管理技術者の兼務条件の見直し

	改正前	改正後
3,500 万円以上	原則として専任 ただし技術士又は一級建築士は当該業務の外に 10 件以上又は契約金額（業務分野を特定して配置している業務については当該業務分野別金額）の総額が 4 億円を超える業務の管理技術者の兼務不可	管理技術者として従事する業務の契約金額の総額が 5 億円、または、件数が 10 件を超えないこと  【主な変更点】 ・専任区分の廃止 ・兼務条件の緩和（技術士等要件の廃止）
500 万円～ 3,500 万円未満	当該業務の外に 5 件以上の業務の管理技術者の兼務は不可	
500 万円未満	兼務制限の対象外	同左

（留意事項）

- 変更契約により、履行期間または契約金額が変更された場合、変更後の履行期間及び契約金額により評価する。
- 履行期間中に変更契約により兼務制限を超えた場合、遅滞なく報告すること。その上で、当該管理技術者が業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、同等以上の技術者への交代を求める場合がある。
- 「従事する業務の契約金額」の算定方法

契約期間	受注形態	算定方法
単年契約	単体企業	契約金額
	設計共同体	契約金額×出資比率
複数年契約	単体企業	契約金額×各年度の履行月数÷履行期間の総月数
	設計共同体	契約金額×各年度の履行月数÷履行期間の総月数×出資比率

※ 月数は日数が 1 日以上であれば 1 月として扱う。

※ 複数年契約は、単年度契約後履行期間を次年度に延長したものも含む。

※ 部分引渡し後の契約金額は、部分引渡しに係る業務委託料を除く額とする。

（部分引渡しに係る業務委託料＝指定部分（引渡部分）に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料））

### (2) 適用日

令和 8 年 6 月 1 日以降に指名・公告する業務から適用